福島 荒ぁ 田た 日条里遺跡

1 所在地 福島県いわき市平菅波字礼堂

2

調査期間

九九三年

(平5) 四月~七月

3 発掘機関 働いわき 市教育文化 事業団

5 調査担当者 吉田生哉・矢島敬之

遺跡の種類 河川跡・祭祀跡

6 遺跡の年代 五世紀中葉~一七世紀初頭

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

位置する。 荒田目条里遺跡は、 太平洋の海岸線より西へ約三㎞のところにあり、 平市街地の東方約四㎞、 夏井川下流の右岸に 陸奥国

表川

荒 田

目

(平) 里遺 神社が所在し、 には、延喜式内社の大国魂 五. 銘の付札木簡と緑釉陶器が 北西方向約三〇〇mの位置 れる根岸遺跡は、 である。磐城郡衙に比定さ 磐城郡磐城郷に属する地域 km の所に位置する。 心跡の南東方向約 「大同元」 荒田目条 また、

山崎

は四・○π前後を測る。 数列確認されており、 跡の上流部にあたる。 に立地し、 八〇〇年前とされている。 検出した古代河川跡 掘調査が行なわれ、 に隣接する。 多量に出土した小茶円遺跡 低湿地との境に位置する。 今回の調査地点は、常磐バイパス施設工事に伴って発 付札木簡や多量の木製品・土製品の祭祀遺物を 現在の海岸線が形成されたのは、今から約 この地域には、 (本誌第一三号) 遺跡は第一浜堤 (本誌第一 の西側隣接地帯であり、 四・一五号) 現況は、 海退過程に形成された浜堤が (最内陸部) 畑地と水田で、 は、 本遺跡の の東側裾部 標高 河川 北

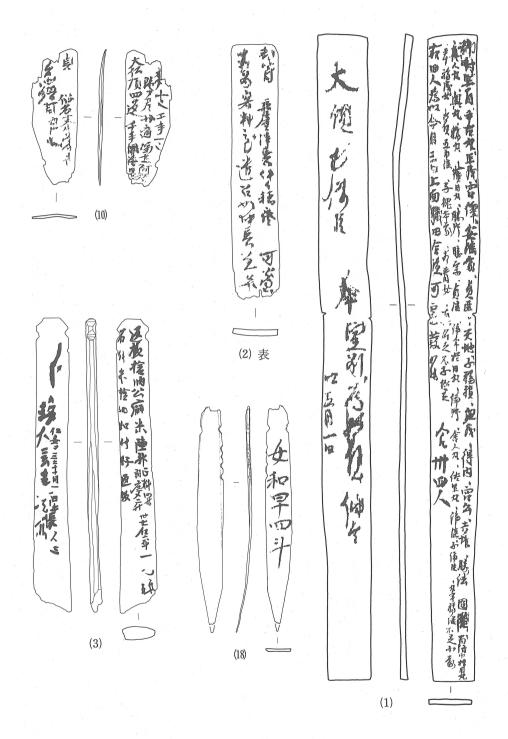
西約六〇m、 今回の調査は、 南北約三○mにわたる一八○○㎡である。 工場造成に伴う発掘調査である。調査 面積は、 東

跡八条、 調査の結果、 古代~近世の土坑等一八基が検出されている 古墳時代前期の竪穴住居跡一棟、古代河川を含む溝

む土 品 二· 五m~ ないが、 たちで確認された。 出土である。 九九%は、 遺物の出土量は、 一師器・ 碧玉製管玉、 一〇m以上にわたる可能性がある。 五世紀中葉から一〇世紀後葉に比定される河川跡からの 須恵器が大半を占め、 この河川跡は、 ○ m である。 手捏土器・土玉・土馬・舟形・異形の土製品 幅は、 整理用コンテナ約二〇〇箱である。出土遺物の 北側の岸が調査範囲内では確認されてい 遺物の内訳は、 調査範囲の北側部にほぼ東西に走るか このほか剣形・ 墨書土器一八〇点を含 深さは、 鏡形の滑石製模造 確認面より

堂車・手斧・鉇・刀子・鏃・やすり・馬具などの金属製品、木簡、	② ・「郡符 立屋津長伴マ福麿 可□召
5馬、人形・馬形・刀形・弓形・矢形・舟形、陰物・陽物、椀・	右為客料充遣召如件長宜承×
…・蓋・鉢・折敷・曲物・杵・砧・鍬・笊・刀子柄・手斧柄・下	• [(230)×42×3 019*
*・櫛などの木製品、馬骨・ヒョウタン・クルミ・モモ・ウメ・シ	「力ヵ」
·ビ・ヒシなどの自然遺体である。	③ ・「返抄検納公廨米陸升調度二升卅七石六斗□ □□□
遺跡の性格を示す遺物には、木簡や絵馬を含む多量の木製品のほ	右件米検納如件仍返抄
>に、人面墨書土器や墨書土器・刻書土器がある。人面墨書土器は、	・「『□』 仁寿三年十月□日米長□□□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
『径一四・三㎝、底径八・○㎝、高さ八・三㎝の手捏による鉢で、	
部に髭面の顔と墨書が見られる。墨書土器や刻書土器の中で判読	4)
きるものに「磐城□/磐城郷/丈部手子麿/『召代』」(人面墨書	· []
'器)「多臣永野麿身代」「正八」「赤井」「田島」「山寺」「柏井」	[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [
「大舎」「子成」「子」「東」「中」「田」などがある。	(5) ・「謹言上請□并矢十五□
木簡の釈文・内容	・「
(1) ·「郡符、里刀自、手古丸、黒成、宮沢、安継家、貞馬、天地、子福積、奥成、得内、宮公、吉惟、勝法、	福積·、奧成 、得内 、宮公 、吉惟 、勝法 、圓隠 、百済部於用丸
、真人丸、奥丸、福丸、蘓日丸、勝野、勝宗、貞継、浄人部於日	、真人丸、奥丸、福丸、蘓日丸、勝野、勝宗、貞継、浄人部於日丸、浄野、舎人丸、佐里丸、浄継、子浄継、丸子部福継『不』足小家
、壬部福成女、於保五百継、子槐本家、太青女、真名足『丕』子於足『合卅四人』	於足 『 合 卅 四 人 』
右田人為以今月三日上面職田令殖可□発如件	
、「 秦宣川会四壬牛」 「宣ヵ」	

 $592\times45\times6$ 011



		(10)	(9)		(8)	(7)		(6)
「□経□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	大仏頂四返「青ヵ」 大仏頂四返「千手懺海是過	施フ尼廾遍 浄土阿弥× 〔羅〕 ・□□□□ 千手一□	□□ 主部庭足 工部□□□ 工部庭足 工部子□□□	「 文部□□ 文部得足 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		「五疋令肋□	・真□□斗□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
(125)×42×2 081			(164)×35×3 019	(266)×40×5 019		(93)×15×6 019	(148)×35×3 081	
・「〈五月十七日】	(18) ・「く女和早四斗」	(17) ・「白稲五斗	〔五月十× 「五月十×			(13) - [最 /] - [表 /] -] -] - [] -] - [] -] - [] -] - [(12)	(1) 道正税」
(87) × 25 × 3 039	197×24×4 033	(196)×23×3 051	(62)×15×5 019	(96)×16×3 039	182×22×4 033	(155)×27×3 065	203×17×5 033	(157)×21×4 059

するとみなすならば、中国で存在が確認されているいわゆる〝刻歯	061	底径 116×口径 168×高さ 28	・「□東舎」(高台付皿)	(28)	
簡である。左辺上方にある四つの切り込みと量目「四斗」とを対応					
「二」と「一」の下の文字は「遍」の意であろうか。18は、付札木	011	$146\times30\times4$			
(八五三年) の年紀が見られる。材質はモミ属。(1)の表一行目の			· □櫃	(27)	
ているが、公廨米の返抄木簡で、裏面には、「仁寿三年十月□日」					
の材の一端に左右から切込みを入れ、頭部の角を落して荷札状とし	081	$(175) \times 15 \times 5$	下口丁口口	(26)	
ある。墨痕はきわめて鮮明で、材質はモミ属である。(3)は、長方形				(
である「伴マ福麿」に宛てた郡符木簡で、人の召換を命じたもので	081	$(71)\times31\times4$	旦足旦足旦足	25)	
ているが、短冊型になると思われる木簡。郡司から「立屋津」の長	6TO	(17b)×23×7	一我	(24	
ジ名のみ記し、最終行に「五月一日」と記す。②は、下端が折損し				1)	
行構成と判断され、施行文言と、大領の位署部分に「於保臣」とウ	081	$(105)\times(13)\times3$	□正観□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	(23)	
召喚当日の出欠を確認した後の記載と考えておきたい。裏面は、三					
足」の左肩に「不」が記載される。したがって、「合卅四人」は、	019	$(113) \times 23 \times 4 019$	·。 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		
のうち三四人の名の右肩に合点「、」また「足小家」および「子於				(22)	
三六人の農民の召喚を命じたものである。三六人の名が記され、そ			「石カー		
は、郡司が「里刀自」に五月三日に郡司の職田の田植えのために、	033	$(109) \times 22 \times 3$	・<五月廿三日門戸介」		
割し、その一方をさらにへし折った後、廃棄したものである。内容			・く地蔵子一斛	(21)	
⑴は、完形の郡符木簡である。短冊型であるが、刃物により二分					
状木製品が五点ある。	033	177×22×5 033	・「< 十月		
木簡は、前述の河川跡から三三点出土している。このほか、木簡			・「<□□安追□」	(20)	

木簡

に類する我が国の用例の可能性を想定しうるかもしれない。

らにへし折った後、廃棄したものである。内容 何木簡である。短冊型であるが、刃物により二分

ろうか。 材質はカヤである。図の一字目は○印の中に記号を書いたものであ

る九世紀半ばから一○世紀代の資料と考えられる。 三点、内容不明八点などがある。いずれの木簡も遺跡の隆盛期であ三点、内容不明八点などがある。いずれの木簡も遺跡の隆盛期であるのほか、文書木簡が4から9の六点、貢進物付札が⑴から⑴・

なお、釈読や内容等については、国立歴史民俗博物館の平川南氏

のご教示を得た。

関係文献

(吉田生哉

働いわき市教育文化事業団『荒田目条里遺跡 木簡は語る』(一)

九九五年)